

# 仕 様 書

(財務会計システム用サーバー一式)

## 目次

1	調達物品	1
2	システムの仕様	1
3	機器の仕様	1
4	納入場所	2
5	納入期限	2
6	納入条件	2
7	アフターサービス体制	3
8	その他	3

## 1 調達物品

「財務会計システム用サーバ」 一式（以下、本システムという）

## 2 システムの仕様

### (1) システム要件

本システムはシステム全体として以下の要件を満たす構成とする。

### (2) 機器の構成

本システムを構成する主要な機器等の内訳は、次のとおりである。

(内訳)

・財務会計システム用サーバ	1 式
・無停電電源装置	1 式
・カラー液晶ディスプレイ	1 式
・バックアップ用ディスク	1 式
・キーボード	1 式
・U S Bマウス（光学式）	1 式

### (3) その他

本仕様書に明記されていない事項でも、本システムを実現するために当然備えるべき性能及び機能(構造)等については完備している事とし、本システムとして正常に機能しなければならない。

## 3 機器の仕様

### ○ 財務会計システム用サーバ

- (1) 機種 国産メーカーのタワー型であること
- (2) O S Windows Server 2012 Standard(2CPU/2VM)とすること
- (3) C P U Xeon プロセッサー-E3(3.10GHz/4コア/8MB)以上を1個搭載すること
- (4) ライセンス Excel 2013 を1ライセンス、Windows Server 2012 User CAL を25ユーザ同梱すること
- (5) メモリ 4GB 1600 LV-UDIMM を2個以上搭載すること
- (6) ハードディスクドライブ 300GB 以上(2.5 インチ SAS 6Gbps 15,000rpm)であり、RAID1 を構成すること。また、ホットプラグ対応であること
- (7) 光学ドライブ 内蔵型で CD-ROM 及び DVD-ROM 読込みに対応していること
- (8) LANインターフェース 1000BASE-T 対応のネットワークインターフェースを2ポート以上有すること

- (9) インターフェース モニター接続インターフェース×1 個以上、USB2.0×8 個以上、シリアルポート(D-SUB9 ピン)×1 個以上を有すること
- (10) 最大消費電力 最大(カタログ記載)149W 以下とする
- (11) 電源ユニット 80PLUS Platinum 規格を取得した電源ユニットを搭載できること
- (12) 本体重量 10Kg 以下であること
- (13) 保守 5 年間 (平日 8:30~19:00) のメーカハードウェア当日訪問修理保証を有すること
- (14) ソフトウェア ハードウェア監視ソフトウェア(ServerView Suite)、UPS 監視ソフトウェア (PowerChute Business Edition Basic v9.1.1) を同梱すること
- 無停電電源装置
  - (1) 定格容量 500VA/360W 以上であること
  - (2) 出力コンセント 4 個以上有すること
  - (3) 保守 5 年間 (平日 8:30~19:00) のメーカハードウェア当日訪問修理保証を有すること (UPS のバッテリー交換費用を含む)
- カラー液晶ディスプレイ
  - ・ 17 型以上のカラー液晶ディスプレイとすること
- バックアップ用ディスク
  - ・ 1 TB 以上のネットワークディスクとすること

#### 4 納入場所

高岡地区広域圏事務組合 事務室

#### 5 納入期限

平成 27 年 5 月 25 日

#### 6 納入条件

- (1) 納入機器の設置・設定及び接続は、別途高岡地区広域圏事務組合が委託する構築業者が実施することとし、納入については担当職員及び構築業者と十分に協議し行うこと
- (2) 納入機器について、正常時起動すること及びハードウェアの故障・不具合がないことを確認すること
- (3) 納入に当たっては、構築業者に対し、取り扱い及び構築に必要な事項について技術支援を行うこと
- (4) 本品の搬入時に発生した梱包材等については回収すること。

7 アフターサービス体制

- ・本システムに係る修理、部品提供等のアフターサービスを、5年以上継続できること
- ・平日昼間時（午前8時30分から午後5時30分まで）に障害が発生した場合は、通知してから速やかに対応できる体制を有すること

8 その他

- ・本仕様書に明記されていない事項でも、高岡地区広域圏事務組合 LAN 用ネットワーク機器として当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備していること
- ・本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。